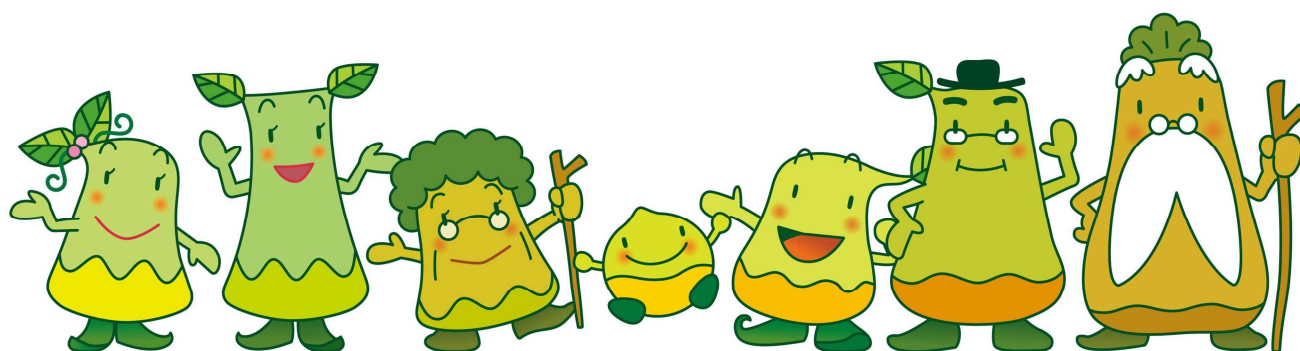


共通支援シートによる情報連携のためのガイドライン



真庭市
真庭市教育委員会
令和7年8月 改訂

はじめに

岡山県では、発達障害のある人の幼児期から成人期に渡るライフステージにおいて、切れ目のない支援体制づくりを目指した「発達障害のある人のトータルライフ支援プロジェクト」に取り組んでいます。その中で、就園・就学・進学時など、支援の切れ目になりやすいライフステージ移行期の引継体制の強化の為、関係機関の連携強化がなされています。

真庭市でも、特別な支援が必要な子どもたちの適切な学びや育ちを支える情報を、園から小学校、小学校から中学校、中学校から高等学校へと切れ目なく引継ぎ、一貫した支援の確保を図るために共通支援シートを定めています。支援を必要とする子ども及び家族への支援を円滑にする為、さらに情報連携の効率化・明確化をより推進していく為、共通支援シートの作成・活用方法、引継体制、保護者との共通理解の重要性等について、本ガイドラインにまとめています。

1 共通支援シートについて

(1)目的

ライフステージの移行期である就園・就学・進学時等に、共通支援シート等を用いて情報を共有することで、発達支援の必要な子ども一人一人のニーズに応じた、切れ目のない支援を行うことを目的としています。保護者と各支援関係機関で一緒に考え、必要な支援を行うために活用していきます。そのためのツールの一つとして共通支援シートの活用があります。なお、共通支援シートは各園の要録等の添付資料に位置付けます。

(2)活用のしかた

共通支援シートは、各支援関係機関が今後の支援目標を保護者も含め共有しながら、子どもの支援を切れ目なく行うためのものです。真庭市では現在、特に就園・就学前後の引継においては定着してきていますが、今後は、学年・担任の交代、小学校から中学校、中学校から高等学校への進学の引継に応じて、シートを活用できるようにしていくことを目指します。

ア 情報交換

園、学校、教育委員会学校教育課、子育て支援課、こども家庭センター、発達発達支援センター等との情報と支援目標の共有のためのツール、園内でのケース会議や保護者との懇談等での情報共有のツールとして利用することができます。

イ 巡回相談

巡回相談を通じて、各所属の支援目標の明確化や保護者との共有に活用します。
健康の森学園支援学校の巡回相談資料「子どもの気づきシート」や、誕生寺支援学校の巡回相談資料「幼児児童生徒の気づき表」の代わりに、共通支援シートを情報共有のツールとして利用することができます。

また、真庭市発達発達支援センター事業における発達支援コーディネーターの巡回相談資料としても利用することができます。

ウ 特別支援教育支援委員会

子どもの発達に応じた就学のための資料（特別支援教育支援委員会資料様式2（就学指導個人調査票《幼児用》）の添付資料として活用することができます。

エ 個別の教育支援計画

担任は就学前の共通支援シートを1年生1学期分の個別の教育支援計画として利用することができます。また、就学後、小学校の担任は園から引き継いだ共通支援シートを活用し、就学前の子どもの特性や支援のポイントを理解し、就学後の個別教育支援に活かすようにし、切れ目のない支援を目指します。

(3)対象者となる子ども

市内の園に在籍する園児で、以下の項目に該当する子どもです。

- ① 発達障害と診断された子ども
- ② 子どもに関わる園の職員が、発達支援が必要であると判断した子ども
- ③ 障害児通所支援（児童発達支援）を利用している子ども

※ 未就園児に関しては、就園する際に保健師が情報提供の必要があると判断した場合は、共通支援シートAで、園に情報提供を行うことができます。

(4)共通支援シートの記入者

①共通支援シートA

記入者 ・園長の指導のもと担任が記入
・所属振興局長（課長）の指導のもと担当保健師が記入
・所属長の指導のもと発達支援コーディネーター等が記入

②共通支援シートB

記入者 ・園長の指導のもと担任が記入

(5)記入上の留意点

- ①子どもや保護者の人権に配慮すること
- ②事実のみを記入し、推測されること等は記入しないこと
- ③状況を明確にするために、支援の仕方や関わり方を具体的にわかりやすく記入すること
- ④保護者との情報交換を通じて、保護者の願いも共有し、引き継ぐこと
- ⑤記入された共通支援シートは慎重に取り扱うこと
- ⑥「実態について」の事項の記入ポイント参照のこと

※共通支援シートへの記入は追記方式で行うものとし、訂正するときは削除せず、見え消し、もしくはシート追加をします。

2 個人情報の取り扱いについて

(1)個人情報の適正な取り扱いについて

共通支援シートに記されている情報は、重要な個人情報であり、これらの情報の収集や提供にあたっては、個人情報の保護に関する法律（第三者提供の制限）第 27 条第 1 項第 1 号、（利用及び提供の制限）第 69 条第 2 項第 2 号によって定められています。

(2)共通支援シートによる就学先機関への情報提供

保護者の承諾を得て就学先に共通支援シートを引き継ぐことが望ましいが、保護者の承諾を得ることが難しい場合も、子どもの健全な育成の推進のために必要と判断される場合は引き継ぐことを優先します。その場合就学先には、保護者の承諾が得られていないことを伝え、個人情報の取り扱いに十分配慮してもらうように引き継ぎを行います。

※対象児が市外へ転出した場合は、保護者の同意がある場合のみ転出先の園に共通支援シートを引き継ぎます。

(3)情報連携の方法

メール（羅針盤・L G W A N）を利用して情報連携を行います。

メール方法①：地域振興局保健師→園

メール方法②：園→小学校

メール方法③：園→発達発育支援センター→地域振興局保健師

(4)共通支援シートの保存・管理等について

- ・共通支援シートの原本については、園が作成したものについては、園において当該園児が高校を卒業するまでの間保存し、それ以降は廃棄処分します。保健師が作成したものについては、原本を乳幼児健康診査票に添付して永年保存します。
- ・就学時に、園は写しを就学先機関と発達発育支援センターに送付します。発達発育支援センターは確認した後、振興局保健師に送付し、乳幼児健康診査票に添付して永年保存します。

(5)共通支援シートの開示

保護者または本人等から開示請求があった場合は（開示請求権）、個人情報保護に関する法律第 76 条第 1 項に基づいた扱いとします。

3 保護者との信頼関係の構築、連携について

子どもの成長・発達について、より良い支援を考えていくためには、学校・園や発達支援コーディネーター、保健師等の支援者と保護者がともに考え、連携していくことが大切です。

支援者は共通支援シートの作成に関わらず、日頃から保護者と対話をし、良好な関係づくり、信頼関係の構築に努め、保護者とともに子どもの成長を振り返ったり、今後の発達のために必要な関わり方や支援は何かを考えます。

4 共通支援シートによる情報連携について

(1)引継会

年度末に関係者（担任・特別支援教育コーディネーター等）が集まり、共通支援シートや要録抄本等を活用して行います。

引継会を行うときは次のことに留意します。

- ①引継会終了後、小学校は関係者からの情報を他の教員と共有するとともに、就学後の指導と支援に活かしていくこと。
- ②園長は作成した共通支援シートを引継会までに該当の小学校に送付すること。
- ③引継会は、年間行事に位置付けて毎年行うこと。

<引継会の進め方>

小学校が主催し、該当園や保健師、発達発達支援センター等に連絡し開催する。

- ・日 時：小学校・園等の規模や実態、都合に合わせて設定
- ・参 加 者：【小学校】担任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭 等
【園】担任 等
【市】保健師、発達支援コーディネーター 等
- ・開催場所：小学校または園 等
- ・内 容：共通支援シートをもとに情報の引継を行う。
- ・準 備 物：要録抄本等、共通支援シート、診断書、発達検査等の結果 等

(2)個別の教育支援計画の作成

就学後、小学校の担任は就学前の共通支援シートを活用し、子どもの特性や支援のポイント等を理解し、就学後の個別教育支援に活かします。

なお、担任は就学前の共通支援シートを1年生1学期分の個別の教育支援計画として利用することができます。

(3)モニタリングの実施

年度末に共通支援シートによって引き継がれた情報が、小学校でどのように活かされ、どのように支援がなされているか、対象の子どもの様子等を観察し、意見交換をするためにモニタリングを実施します。

モニタリングを行うときは次のことに留意します。

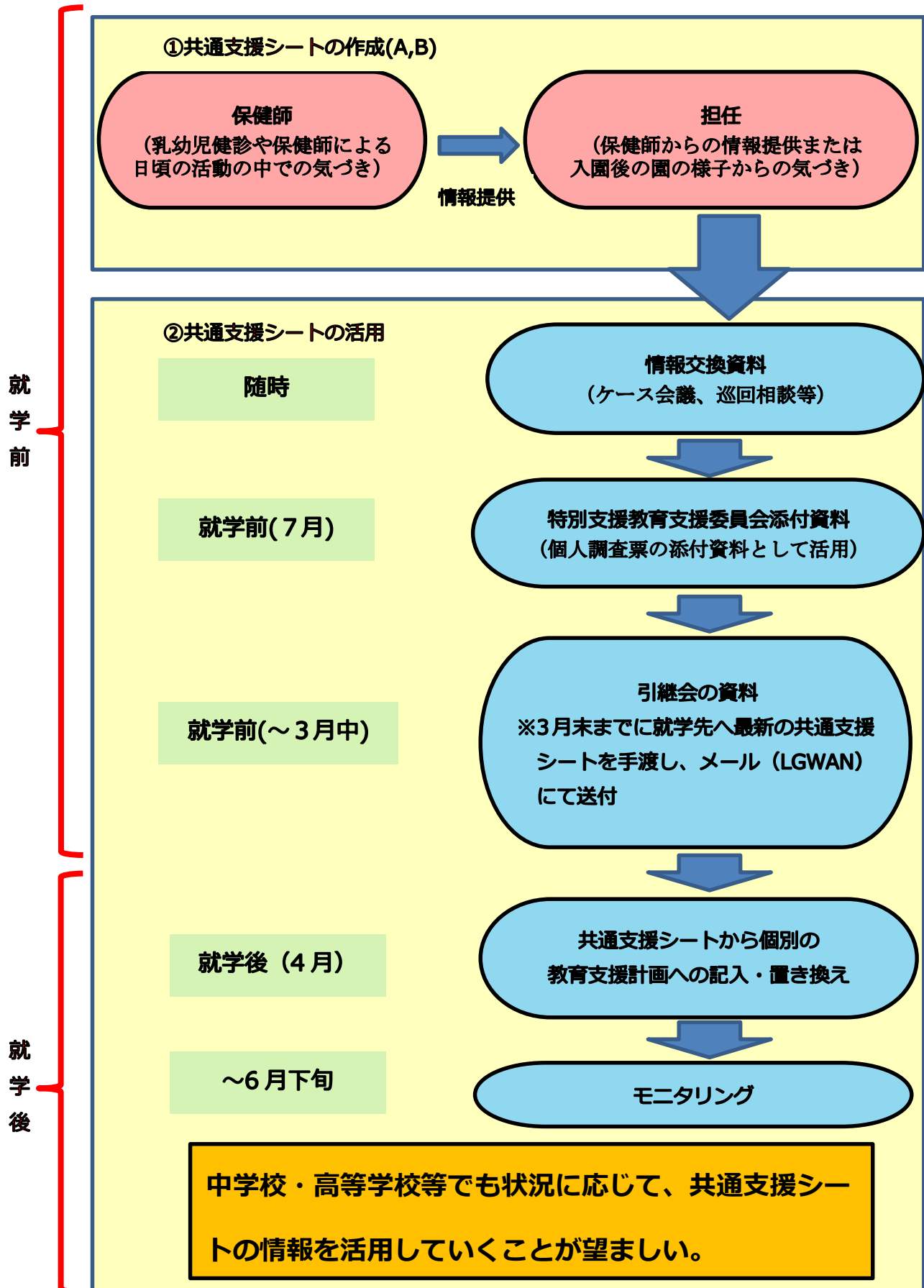
- ①退職等で旧担任がいない場合、子どもを一番よく知っている職員が参加すること。
- ②共通支援シート作成にあたった園等の旧担任や保健師は可能な限り参加すること。
- ③既存の連絡会等がある場合は、その中でモニタリングを実施してもよいものとする。
- ④モニタリングは、年間行事に位置付けて毎年行うこと。

<モニタリングの進め方>

小学校が主催し、該当園や保健師等に連絡し開催する。

- ・日 時：4月下旬～6月下旬
- ・参 加 者：【小学校】担任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター 等
【園】旧担任 等
【市】保健師、発達支援コーディネーター 等
- ・開催場所：小学校
- ・内 容：子どもの様子を観察した後、共通支援シートをもとに情報・意見交換を行う。
- ・準 備 物：個別の教育支援計画、個別の指導計画、共通支援シート、診断書、発達検査の結果等

5 共通支援シートの活用フロー



6 その他

- ・ ガイドライン及び共通支援シートは、使用していくなかで、適宜見直しを行います。
- ・ 共通支援シートの存在や、引継ぎによる情報連携を行っている体制について周知し、ガイドラインについても真庭市のホームページで周知します。

改訂： 真庭市トータルライフ支援プロジェクトワーキング会議

【参加機関】

- ・ 健康福祉部：子育て支援課、発達発育支援センター
- ・ 教育委員会：学校教育課
- ・ おかやま発達障害者支援センター
- ・ 岡山県真庭保健所